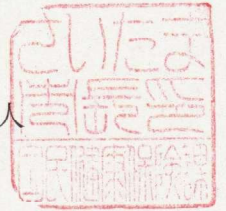


保福国第3812号  
令和4年12月15日

さいたま市国民健康保険運営協議会  
会長 柴田 潤一郎 様

さいたま市長 清水 勇人



さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（諮問）

本市では、平成30年度から開始された国民健康保険の都道府県単位化にあたり、国民健康保険を持続可能な制度とするため、「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、国民健康保険財政の健全化に向けた収納率の向上や医療費適正化、適正な保険税率等の設定に取り組んでいくこととしております。

つきましては、令和5年度国民健康保険税率等について、下記のとおり見直したいので、国民健康保険法第11条第3項、及びさいたま市国民健康保険条例第3条並びに同施行規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 課税限度額について

基礎課税額	65万円（±0万円）
後期高齢者支援金等課税額	22万円（+2万円）
介護納付金課税額	17万円（±0万円）

2 国民健康保険税率の見直しについて

(1) 基礎課税額の保険税率

所得割	7.01%（-0.25%）
被保険者均等割	32,800円（+1,900円）

(2) 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.60%（+0.18%）
被保険者均等割	10,800円（+900円）

(3) 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.24%（+0.07%）
被保険者均等割	12,000円（+1,100円）

担当 保健福祉局福祉部国民健康保険課  
国保事業係 坂西、福島  
直通 048-829-1276  
FAX 048-829-1938  
Eメール: kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp